

奈良先端科学技術大学院大学と地方独立行政法人大阪市立工業研究所
における教育研究に関する協定書

奈良先端科学技術大学院大学（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「乙」という。）は、甲における教育研究の一層の拡充及び整備を図るとともに、相互の研究交流の促進を図り、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、甲の物質創成科学研究科連携研究室における学生の教育研究に関し、次のとおり協定を締結する。

1. 甲は、甲の物質創成科学研究科連携研究室における教育研究の質を十分に確保できるよう乙と協議の上選考した乙の研究者を非常勤講師として委嘱する。この場合において、少なくとも教授相当者1人及び准教授相当者1人とする。
2. 前項の非常勤講師は、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号を付与する。
3. 客員教授等は、学生への研究指導及び専門分野に関する授業の実施に当たる。
4. 前項の研究指導は、乙において実施することができる。
5. 客員教授等は、甲の物質創成科学研究科の学位審査委員になることができる。
6. 客員教授等は、甲の物質創成科学研究科の教授会に出席し、意見を述べるることができる。
7. 客員教授等は、教育研究に要する経費として、甲から所定の予算の配分を受ける。
8. 乙において研究指導を受ける場合の学生の身分は、乙の定めるところとし、乙の服務規程及び指示に従う。
9. 乙は、客員教授等が乙において研究指導を行う場合の施設及び設備の使用料及び光熱水料を負担する。
10. 学生が客員教授等の研究指導を受け、その結果得られた研究成果の帰属に関する取り扱いについては、甲と乙と学生の協議により定め、その研究成果を公表するときは、あらかじめ乙の許可を得なければならない。ただし、乙は、教育の趣旨に鑑み、学生による研究成果の公表については、できる限りの配慮を行う。
11. 学生が乙において研究指導を受ける場合に、事故により乙の設備等を損傷したときの損害賠償については、学生及び甲はその責を負わない。ただし、学生に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。
12. 学生が乙において研究指導を受ける場合に、事故により身体的又は精神的な損害を受けた場合は、乙はその責を負わない。ただし、乙に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。
13. 甲は、乙において研究指導を受ける学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務付ける。
14. この協定書に定めのない事項又は必要な事項を定める場合は、必要に応じて、甲と乙の協議により定めることができる。
15. この協定書を終了する場合は、終了を予定する期日の6か月前までに、甲又は乙がその意思を表示し、協議する。
16. この協定書は、平成25年4月1日から実施する。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが1通を保管する。

平成24年4月17日

(甲)

奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

(乙)

大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番50号
地方独立行政法人大阪市立工業研究所

学 長 磯 貝 彰 印

理事長 中 許 昌 美 印